

令和 5 年度 製菓衛生師試験について

1 試験の日時 令和 5 年 7 月 19 日（水）午後 2 時から午後 4 時まで
2 試験の場所 広島工業大学専門学校（広島市西区福島町 2-1-1）
3 試験科目 衛生法規，公衆衛生学，食品学，食品衛生学，栄養学，製菓理論，製菓実技（製菓実技については「和菓子」，「洋菓子」，「製パン」の中から 1 分野選択） 出題方法は 4 肢択一の計 60 問とします。
4 受験資格 次の各号のいずれかに該当する者とします。 (1) 中学校卒業以上の者で，都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者 (2) 中学校卒業以上の者で，菓子製造業，複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業で，2 年以上菓子の製造に従事した者 (3) (1)，(2) 以外の者で，製菓衛生師法の施行（昭和 41 年 12 月 26 日）の際，現に菓子製造業に従事していた者であって，菓子製造業に従事した期間が，この法律の施行の日において 3 年を超えている者又はこの法律の施行の日後で 3 年を超えるに至った者
5 受験願書の配布及び受付期間 令和 5 年 5 月 8 日（月）から令和 5 年 5 月 29 日（月）まで 配布及び受付時間は，午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし，土曜日及び日曜日は除きます。 郵送の場合は，簡易書留郵便とし，令和 5 年 5 月 29 日（月）までの消印があるものに限り受け付けます。
6 受験願書の提出先 (1) 県内に住所地のある者は，次のいずれかの場所に提出してください。 ア 広島市保健所（食品保健課），広島市保健所（東区分室，南区分室，西区分室，安佐南区分室，安佐北区分室，安芸区分室，佐伯区分室），大竹市保健医療課，廿日市市健康福祉総務課，府中町町民生活部環境課，海田町福祉保健部保健センター，熊野町生活環境課，坂町保険健康課，呉市保健所生活衛生課，江田島市地域支援課，安芸高田市健康長寿課，安芸太田町住民課，北広島町保健課，東広島市医療保健課，竹原市健康福祉課，大崎上島町保健衛生課，三原市保健福祉課，尾道市健康推進課，尾道市因島総合支所健康推進課，世羅町健康保険課，福山市保健所総務課，府中市市民課，神石高原町保健福祉課，三次市市民課，庄原市保健医療課 イ 広島県健康福祉局食品生活衛生課 (2) 県外に住所地のある者は，広島県健康福祉局食品生活衛生課に提出してください。

7 提出書類

(1) 受験願書 (指定様式)

(2) 写真 (出願前6か月以内に撮影した、縦4.5cm、横3.5cmの無帽かつ正面上半身のもので、背景無地のもの。白黒・カラーはいずれも可です。裏面に氏名を記入し、受験願書の所定欄に貼付してください。)

(3) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)に該当する者は、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類

イ 4の(2)に該当する者は、中学校以上の卒業証明書又は卒業証書の写し、菓子製造業従事証明書(指定様式)

ウ 4の(3)に該当する者は、菓子製造業従事証明書(指定様式)

エ 職業能力開発促進法施行規則の別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けるものは、その技能検定に合格したことを証する書類の写し

(注意事項)

※ イ 卒業証書、エ 技能検定合格証書の写しを提出する場合は原本を持参し、原本照合を受けてください。

※ 平成23年度以降の受験者は、受験票をもって、ア、イ、ウの書類に代えることができます。また、令和3年度までの製菓衛生師試験の不合格通知書も同様の扱いとします。

※ 受験願書の氏名とア～エの書類、受験票、不合格通知書の氏名が異なる場合は、戸籍の抄本又は謄本が必要となります。

(4) 受験手数料 9,400円

次のいずれかの方法により納付してください。

なお、いずれの方法においても、納付された受験手数料は返還できません。

ア 納付書による納付 (各市町及び県庁の申請受付窓口で受験願書を提出する場合)

広島県が発行する納付書により、広島県指定金融機関又は広島県収納代理金融機関(ゆうちょ銀行を除く)に納め、払込証明書を受験願書の所定欄に貼って提出してください。

(注) 金融機関の払込受付時間に留意してください。

イ 現金による納付(広島市、呉市、福山市及び県庁申請受付窓口で受験願書を提出する場合)

あらかじめ広島市、呉市、福山市及び県庁の申請受付窓口で申請内容の確認を受けた後、手数料納付窓口で納めてください。

※身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者で、県内に住所がある者については、手数料を全額免除とします(願書提出時、手帳の提示が必要)。

8 受験票の交付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付します。

届かない場合は広島県健康福祉局食品生活衛生課(082-513-3106)へ問い合わせてください。

9 受験時の携行品

受験票及び筆記用具

10 合格者の発表

令和5年8月23日(水)午前10時に県庁前の掲示板にその受験番号を掲示するとともに広島県のホームページに掲載します。併せて、合格者に合格証書を郵送します。

11 その他

郵便によって受験願書等を請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書きし、連絡用の電話番号を明記し、返信用封筒(宛先を明記し、84円切手を貼った長形三号封筒)を必ず同封してください。

受験願書及び菓子製造業従事証明書の指定様式は、広島県のホームページから取り出せます。

広島県のホームページ(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/seika.html>)

(トップページのサイト内検索で「令和5年度広島県製菓衛生師試験の実施について」を入力)

なお、受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する場合は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。

災害等により、やむを得ず試験を中止(延期)する場合には、試験前日の午後3時に県ホームページに掲載し、併せて延期日時についてお知らせします。

様式第1号

手数料欄

製菓衛生師試験受験願書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名

年 月 日生

連絡先電話番号

製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を提出します。

試験科目のうち製菓理論及び実技の免除に必要な資格の有無（資格がある場合はその種類）

有 ・ 無

(資格の種類) 菓子製造技能士1級・2級

----- (切り離さないこと。) -----

写真を貼る欄

(年 月 撮影)

受験番号	※
氏 名	
生年月日	年 月 日

- 注1 縦4.5cm×横3.5cm
- 2 出願前6か月以内に撮影した、無帽・正面・上半身のもの。
- 3 写真裏面に氏名を記載すること。
- 4 ※印の欄には、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第1号

【記入時の注意事項】

- (1) 氏名、生年月日は戸籍のとおりに記入すること(略字は使用しないこと)。
(2) 住所は、郵便物が確実に届くように記入すること(番地、アパート名等は詳細に記入すること)。
(3) 記載事項の訂正は二重線を引いて書きなおすこと。
(4) 菓子製造技能士1級・2級有資格者は合格証書の原本確認が必要なため、窓口を持参すること。
※納付書の払込証明書は手数料欄に貼付すること。

手数料欄

製菓衛生師試験受験願書

【記入例】

令和5年 5月 10日

広島県知事様

郵便番号 730-8511
住所 広島市中区基町10-52 県庁ビル101号室
(ふりがな) けんちょう はなこ
氏名 県庁 花子

平成8年 4月 1日生

連絡先電話番号 090-0000-△△△△

製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を提出します。

試験科目のうち製菓理論及び実技の免除に必要な資格の有無(資格がある場合はその種類)

有・無

(資格の種類) 菓子製造技能士1級・2級

----- (切り離さないこと。) -----



受験番号	※
氏名	県庁 花子
生年月日	平成8年 4月 1日

(令和5年 5月撮影)

- 注1 縦4.5cm×横3.5cm
2 出願前6か月以内に撮影した、無帽・正面・上半身のもの。
3 写真裏面に氏名を記載すること。
4 ※印の欄には、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号

菓子製造業従事証明書

氏名	
生年月日	年 月 日生
従事期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間
事業所	名称
	所在地
従事した業務内容	

上記のとおり、菓子製造業に従事したことを証明します。

年 月 日

住 所

証明者氏名

印

被証明者との関係

注 1 この証明は、菓子製造業に従事している事業所の長又はその事業所が所属している組合等の長から受けること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第2号

【記入例】

菓子製造業従事証明書

氏名	県庁 花子
生年月日	平成 8 年 4 月 1 日生
従事期間	平成 28 年 3 月 1 日から令和 3 年 4 月 4 日まで 5 年 1 月間
事業所	名称 〇〇製菓（株）広島店
	所在地 広島市〇区〇〇町〇〇番〇号
従事した業務内容	洋菓子類（ケーキ等）の製造

上記のとおり、菓子製造業に従事したことを証明します。

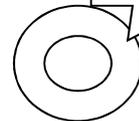
令和 5 年 5 月 4 日

住所 広島市〇区〇〇町〇〇番〇号

証明者氏名 〇〇製菓（株）
代表取締役社長 製菓 太郎

被証明者との関係 雇用者

「〇〇株式会社
取締役社長印」
等の職印



注 1 この証明は、菓子製造業に従事している事業所の長又はその事業所が所属している組合等の長から受けること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

【記入時の注意事項】

- 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等以内の血族の場合もしくは廃業等によって元の施設長がいない場合は、所属団体の長又は同業者が証明すること。
- 証明印は当該施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は印鑑登録のしている印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。
- 記載事項の訂正は証明印を使用すること。

令和5年度製菓衛生師試験受験願書受付機関一覧

(1) 県内に住所地のある方

機 関 名	所 在 地	電話番号
広島市保健所 (食品保健課)	〒730-0043 広島市中区富士見町 11-27	(082) 241-7417
東区分室	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町 9-38 東区役所内	(082) 568-7752
南区分室	〒734-8522 広島市南区皆実町一丁目 5-44 南区役所内	(082) 250-4136
西区分室	〒733-8530 広島市西区福島町二丁目 2-1 西区役所内	(082) 532-1017
安佐南区分室	〒731-0193 広島市安佐南区古市一丁目 33-14 安佐南区役所内	(082) 831-4563
安佐北区分室	〒731-0292 広島市安佐北区可部四丁目 13-13 安佐北区役所内	(082) 819-3956
安芸区分室	〒736-8501 広島市安芸区船越南三丁目 4-36 安芸区役所内	(082) 821-2829
佐伯区分室	〒731-5195 広島市佐伯区海老園二丁目 5-28 佐伯区役所内	(082) 943-9762
大竹市 (保健医療課)	〒739-0692 大竹市小方一丁目 11-1 大竹市役所内	(0827) 59-2140
廿日市市 (健康福祉総務課)	〒738-8512 廿日市市新宮一丁目 13-1 廿日市市総合健康福祉センター 「山崎本社 みんなのあいプラザ」内	(0829) 20-1610
府中町 (町民生活部環境課)	〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目 5-1 府中町役場内	(082) 286-3242
海田町 (福祉保健部保健センター)	〒736-0066 安芸郡海田町中店 8-33 海田町保健センター内	(082) 823-4418
熊野町 (生活環境課)	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目 1番1号 熊野町役場内	(082) 820-5606
坂町 (保険健康課)	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1番1号 坂町役場内	(082) 820-1504
呉市保健所 (生活衛生課)	〒737-0041 呉市和庄一丁目 2-13 すこやかセンターくれ5F	(0823) 25-3537
江田島市 (地域支援課)	〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地 江田島市役所内	(0823) 43-1637
安芸高田市 (健康長寿課)	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 市民文化センター(クリスタルアージュ)内	(0826) 47-1281

機 関 名	所 在 地	電話番号
安 芸 太 田 町 〔 住 民 課 〕	〒731-3810 山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1 安芸太田町役場内	(0826) 28-2116
北 廣 島 町 〔 保 健 課 〕	〒731-1595 山県郡北広島町有田 1234 北広島町役場内	(050) 5812-1853
東 廣 島 市 〔 医 療 保 健 課 〕	〒739-8601 東広島市西条栄町8-29 東広島市役所本庁舎内	(082) 420-0936
竹 原 市 〔 健 康 福 祉 課 〕	〒725-0026 竹原市中央三丁目 14 番 1 号 竹原市保健センター内	(0846) 22-7157
大 崎 上 島 町 〔 保 健 衛 生 課 〕	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江 4968 大崎上島町役場木江支所内	(0846) 62-0330
三 原 市 〔 保 健 福 祉 課 〕	〒723-8601 三原市港町三丁目5-1 三原市役所内	(0848) 67-6205
尾 道 市 〔 健 康 推 進 課 〕	〒722-0017 尾道市門田町 22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848) 24-1961
因 島 総 合 支 所 〔 健 康 推 進 課 〕	〒722-2392 尾道市因島土生町7-4	(0845) 22-0123
世 羅 町 〔 健 康 保 険 課 〕	〒722-1112 世羅郡世羅町大字本郷947番地 世羅町世羅保健福祉センター内	(0847) 25-0134
福 山 市 保 健 所 〔 総 務 課 〕	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目 11-22 福山すこやかセンター内	(084) 928-1164
府 中 市 〔 市 民 課 〕	〒726-0011 府中市府川町 315	(0847) 43-7207
神 石 高 原 町 〔 保 健 福 祉 課 〕	〒720-1522 神石郡神石高原町小畠 1701 番地 神石高原町保健福祉センター内	(0847) 89-3366
三 次 市 〔 市 民 課 〕	〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 三次市役所内	(0824) 62-6134
庄 原 市 〔 保 健 医 療 課 〕	〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10-1 庄原市役所内	(0824) 73-1155
廣 島 県 〔 健 康 福 祉 局 食 品 生 活 衛 生 課 〕	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県庁本館5階	(082) 513-3106

(2) 県外に住所地のある方

機 関 名	所 在 地	電話番号
廣 島 県 〔 健 康 福 祉 局 食 品 生 活 衛 生 課 〕	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県庁本館5階	(082) 513-3106

**令和5年度製菓衛生師試験
受験手数料受付窓口一覧（現金納付）**

【現金納付ができる手数料受付窓口】

申請受付窓口	手数料受付窓口
広島市保健所	広島市保健所（食品保健課） 〒730-0043 広島市中区富士見町 11-27
東区分室	広島市保健所 東区分室 〒732-8510 広島市東区東蟹屋町 9-38 東区役所内
南区分室	広島市保健所 南区分室 〒734-8522 広島市南区皆実町一丁目 5-44 南区役所内
西区分室	広島市保健所 西区分室 〒733-8530 広島市西区福島町二丁目 2-1 西区役所内
安佐南区分室	広島市保健所 安佐南区分室 〒731-0193 広島市安佐南区古市一丁目 33-14 安佐南区役所内
安佐北区分室	広島市保健所 安佐北区分室 〒731-0292 広島市安佐北区可部四丁目 13-13 安佐北区役所内
安芸区分室	広島市保健所 安芸区分室 〒736-8501 広島市安芸区船越南三丁目 4-36 安芸区役所内
佐伯区分室	広島市保健所 佐伯区分室 〒731-5195 広島市佐伯区海老園二丁目 5-28 佐伯区役所内
呉市保健所 〔生活衛生課〕	呉市食品衛生協会 〒737-0041 呉市和庄一丁目 2-13 呉市保健所内
福山市保健所 〔総務課〕	福山食品衛生協会 〒720-8512 福山市三吉町南二丁目 11-22 福山市保健所内
広島県 〔健康福祉局食品生活衛生課〕	広島県会計管理部会計総務課 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県庁本館 1階

※ その他の申請受付窓口については、原則として、現金納付はできません。受験願書を提出する際に申請受付窓口で確認してください。